

道路占用工事共通指示書

第1章 総則

(目的)

第1条 本指示書は、道路占用工事の施工に関する一般的な事項を示すことにより、道路占用工事の安全かつ円滑な施工並びに道路の構造の保全及び機能の維持を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本指示書は、道路の掘削を伴う道路占用工事（以下「工事」という。）に適用する。

- 2 道路の占用の許可若しくは回答を受けようとする者又はこれを受けた者（以下「占用者」という。）は、道路法、同法施行令、同法施行規則、道路占用許可申請（協議）書、その添付図書に記載された事項、許可（回答）書に付された条件及び本指示書に定めるところによるとともに、工事の実施に関する諸規定を遵守して工事を施工しなければならない。
- 3 道路管理者は、本指示書のほかに、必要と認めた場合は、特記指示書を付加する。
- 4 特記指示書は、本指示書に優先するものとする。

(工事の指示又は変更)

第3条 工事の施工の細部については、担当出張所長、建設監督官、保全対策官等（以下「出張所長等」という。）の指示に従わなければならぬ。

- 2 占用者は、本指示書及び添付図書により難い事情が生じたときは、出張所長等に届け出て、その指示に従わなければならない。

(工事の計画及び施工)

第4条 占用者は、路上工事の縮減及び改善に配慮して施工計画を策定し、施工計画書を出張所長等に提出しなければならない。また、工事の施工にあたっては、沿道住民に工事の内容を十分に周知しなければならない。ただし、軽易なものについては、施工計画書の一部を省略することができる。

- 2 出張所長等が必要と認めた場合は、施工方法図又は工事完成図等を指示する箇所に掲示させることがある。
- 3 施工計画書には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。
 - 一 工事概要

- 二 計画工程表
- 三 現場組織表
- 四 緊急時の体制及び対応
- 五 使用機械
- 六 使用資材
- 七 施工方法
- 八 施工管理計画
- 九 交通管理
- 十 安全管理
- 十一 仮設備計画
- 十二 環境対策
- 十三 その他

4 占用者は、施工計画書の内容に変更が生じた場合において、その内容が重要な場合は、その都度、変更施工計画書を出張所長等に提出しなければならない。

5 占用者は、ガス管埋設箇所及びその周辺における工事の施工にあたっては、第3項第四号の緊急時の体制及び対応として次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 ガス漏えいが発生した場合における工事区間ごとの通報責任者氏名、ガス事業者、警察及び消防機関に対する連絡方法
- 二 ガス漏えいが発生した場合における近隣住民等に対する警報措置
- 三 緊急処理用機械の配備等の緊急処理体制に関する措置
- 四 ガス管防護のため、現場に立会うガス事業者の担当者氏名及び連絡方法
- 五 上記のほか、事故防止対策等のために必要と認められる事項

(工期)

第5条 占用者は、許可（回答）書に記載した工期内に工事を完成しなければならない。

(保安)

第6条 保安施設は、「道路工事保安施設設置基準（案）」（令和6年2月国土交通省道路局国道・技術課）に準拠して実施しなければならない。

2 占用者は、工事の施工中は警備業法第23条に規定する都・県公安委員会の行う1級又は2級検定に合格した交通誘導警備員1名以上を充て、他は経験1年以上の者を「道路工事保安施設設置基準（案）」に準拠して配置し、保安要員に巡回点検をさせ、安全かつ円滑な道路の交通

を確保しなければならない。

なお、これにより難い場合は、出張所長等の指示に従わなければならない。

(提出書類)

第7条 占用者は、道路管理者が必要とする書類等を速やかに提出しなければならない。

(着手、完了届及び情報提供等)

第8条 占用者は、工事の施工に先立ち、「道路占用工事着手届」を出張所長等に提出しなければならない。

2 占用者は、工事の施工に先立ち、「路上規制情報提供システム」へ必要な情報の入力を行い、同システムにより発行される「問合せ番号」を工事情報看板及び工事説明看板に掲出しなければならない。

なお、これにより難い場合は、出張所長等の指示に従わなければならない。

3 占用者は、工事を開始する1週間前から工事を開始するまでの間、「道路工事保安施設設置基準（案）」に準拠した工事情報看板を設置し、工事に関する情報を提供するとともに、施工中は、工事が占用工事であることを道路利用者に対して明確に認識できるような表示板等を設置しなければならない。

なお、設置方法等の細部については、施工計画書によるほか、出張所長等の指示に従わなければならない。

4 占用者は、工事が完了したときは、直ちに「道路占用工事完了届」を出張所長等に提出しなければならない。また、出張所長等の指示により、各種調書（舗装調書、排水調書等）を提出し、道路台帳等の修正をしなければならない。

(検査)

第9条 占用者は、工事完了後速やかに出張所長等の検査を受けなければならぬ。ただし、工事中においても出張所長等が必要と認めた場合は、検査を受けなければならぬ。

2 前項の検査は、次の各号に掲げる事項によるものとする。

一 占用者は、検査に立会うとともに必要な資料を求められた場合は、その指示に従わなければならぬ。

二 検査方法等については、別途に指示を受けるものとするが、品質検査については、公的機関による品質に関する考察をもって代えること

ができる。

三 検査の際に指摘された箇所の手直しは直ちに行い、再検査を受けなければならない。

四 検査に要する費用は、占用者が負担しなければならない。

(騒音振動対策)

第10条 占用者は、工事の施工にあたり、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和51年3月2日付け建設省経機発第54号）及び関係法令を遵守し、騒音及び振動の防止又は軽減を図り、生活環境の保全に努めなければならない。

2 占用者は、工事の施工に起因して、著しい交通振動が発生していると認められる場合は、出張所長等の指示により、交通振動の測定を行わなければならない。

3 占用者は、前項の測定の結果、基準を超過している場合は、速やかに振動の防止又は軽減を図るための措置を講じなければならない。

(路面の維持)

第11条 占用者は、工事現場付近の路面を常に良好な状態に保つとともに、路面及び排水施設等に補修又は清掃の必要が生じた場合は、速やかに実施しなければならない。

(現場発生品の処理)

第12条 占用者は、工事の施工により生じた現場発生品について、現場発生品調書を出張所長等に提出し、その処理に関する指示に従わなければならない。

(品質管理)

第13条 占用者は、道路復旧材料について、常に品質及び規格を満足するように管理するとともに、出張所長等がその資料の提出を求めた場合は、速やかに提出しなければならない。

(安全確保)

第14条 占用者は、常に工事の安全に留意し、事故の防止に万全を期すとともに、万一事故が発生した場合における対策を平素から立案しておかなければならない。

なお、事故が発生した場合又は発生するおそれがあるときは、直ちに応急措置を行うとともに、速やかに出張所長等及び関係官公署に連絡し、その指示を受けて必要な措置を講じなければならない。また、その事故

原因を究明して、再発防止のための対策を講じなければならない。

- 2 占用者は、ガス管理設置箇所及びその周辺における工事の施工にあたり、現場において工事の施工方法に誤りがないように工事の施工者及び現場作業員を指導しなければならない。
- 3 前項において工事が「ガス爆発事故の防止に関する緊急の措置について」（昭和45年5月11日付け建設省道政発第34号）の記2に定める「大規模掘削工事」に該当する場合は、ガス事業者を立会わせなければならない。

（境界杭等）

第15条 占用者は、境界杭、境界鉢、基準点、水準点及びこれらに類するものの位置・高さに変動のないように必要な措置を講じなければならない。ただし、工事の状況により支障が生じた場合は、出張所長等及び関係者と立会確認のうえ一時撤去し、工事完成後出張所長等及び関係者の立会確認を受け、その指示により設置しなければならない。

（写真撮影）

第16条 占用者は、工事着手前の状況（街路樹等を含む。）、完了後外部から明視できない箇所（埋設物明示を含む。）及び重要な段階等の工事状況写真を撮影し、出張所長等からの指示があったときには、速やかに提出しなければならない。ただし、軽易な工事で事前に出張所長等の了承を得た場合はこの限りではない。

（工事現場の照明）

第17条 工事の施工が夜間である場合は、「道路工事保安施設設置基準（案）」に準拠して照明施設を設置しなければならない。

（市街地における工事の施工）

第18条 市街地において工事を施工する場合は、「建設工事公衆災害防止対策要綱（土木工事編）」（令和元年9月2日付け国土交通省告示第496号）に準拠して施工しなければならない。

（現場管理）

第19条 占用者は、常に工事の安全に留意して現場管理を行い、災害の防止に努めなければならない。

（関係官公署等との連絡）

第20条 占用者は、関係官公署と常に緊密な連絡を保つよう努めるとともに、必要がある場合は、出張所長等にその内容を報告しなければなら

ない。

(紛争の防止等)

第21条 占用者は、工事現場が隣接し、又は他の工事と競合する場合は、相互協調して紛争を防止するよう努めなければならない。

2 占用者は、工事の施工中においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 一 道路の構造に影響を及ぼす行為
- 二 安全かつ円滑な道路交通を妨げる行為
- 三 公衆に迷惑を及ぼす行為

3 占用者は、工事現場内の安全巡視を行い、風紀衛生、火災及び盗難に對して注意を払わなければならない。

(工事に起因する損害又は紛争の処置)

第22条 占用者は、工事に起因して道路構造物に損傷を与えた場合若しくは第三者に損害を与えた場合又は第三者と紛争が生じた場合は、速やかに出張所長等に報告し、占用者の責任において損害を賠償し、又は紛争を解決しなければならない。

(条件変更その他)

第23条 道路管理者が必要と認めたときには、工事の方法又は条件の変更をすることができる。

2 道路管理者は、占用者が本指示書を履行せず又は履行が不完全であると認められるときには、当該工事の全部又は一部を中止させることができる。

3 占用者は、道路管理者から工事の手直しを命じられたときには、速やかにその指示に従わなければならない。

第2章 掘削

(取り壊し)

第24条 占用者は、舗装の切断及び取り壊しにあたり、施工位置、方法等について、出張所長等の承認を受けて実施しなければならない。

2 車道部分の掘削幅は、必要最小限としなければならない。

3 歩道部分の掘削幅は、アスファルト系舗装の場合は前項に準ずるものとし、平板等の舗装の場合においては、1枚を単位として、必要最小限とする。

(土砂及び工事用資材の搬入・搬出)

第25条 舗装の破壊片及び掘削土砂は直ちに工事現場から搬出するものとし、歩車道に堆積したり路上で小割してはならない。

2 多量の土砂又は工事用資材の搬入・搬出及び工事機械の輸送を伴うダンプトラック等の大型貨物自動車を使用する工事については、搬送計画、通行道路の選定、運行に関する事項、交通誘導員の配置、及び標示板等の設置その他の安全対策の基本的事項を定め、事故防止に万全を期さなければならない。

(掘削)

第26条 掘削は次の各号に掲げる事項を遵守して施工しなければならない。

- 一 掘削は、布掘り、つぼ掘り若しくは推進工法又はこれに準ずる工法とし、えぐり掘りを行ってはならない。
- 二 掘削面積は当日中に復旧可能な範囲とする。ただし、出張所長等の承認を受けた場合は、この限りではない。
- 三 軟弱地盤又は湧水地帯等で湧水若しくは溜り水がある場合は、路面に放流してはならない。ただし、やむを得ず道路の排水施設に放流する場合は、出張所長等の指示により、沈砂瀘過施設等を設けなければならない。
- 四 漪水又は溜り水が多量な場合は、出張所長等と打合せのうえ、当該箇所にグラウト工、止水工等を行い、土砂の流出、地盤のゆるみ等を防止しなければならない。
- 五 沿道に接近して掘削する場合は、出入を妨げないように必要な措置を講じなければならない。
- 六 掘削は、地山の状態、掘削周辺の荷重の状態、掘削面の開放時間等によって掘削工法を検討し、施工しなければならない。

第3章 土留工

(土留)

第27条 掘削は原則として土留工を施すものとし、施工方法は土質、占用物件の規模、既設埋設物、交通状況等を考慮したうえで選定するとともに、その構造は安全なものでなければならない。

(杭、矢板等の打設)

第28条 杭、矢板等を打設する場合はあらかじめ地下埋設物件を調査確認のうえ打設するものとし、原則として掘削底面から1.5メートル以

上の深さまで根入れをしなければならない。

(土留板)

第29条 土留板は、掘削後直ちにはめ込み、土留板と掘削土壁との間にすき間がないように入念に施工しなければならない。

(切りばり)

第30条 切りばりは、座屈のおそれがなく、かつ、ゆるみが生じて落下することのないように施工しなければならない。

(特殊工法)

第31条 アースアンカー、ウェルポイント、連続杭、連続地中壁、凍結工法、注入工法、グラウト工法等の特殊な工法を用いる場合は、施工計画書に明記しなければならない。

第4章 埋設物

(埋設物の事前確認及び保安措置、電線共同溝等近接施工)

第32条 占用者は、工事着手前に工事区域並びにその周辺の埋設物の位置、構造及び老朽度を調査し、埋設物の確認及び保安のために必要な措置を講じなければならない。

2 占用者は、電線共同溝、情報ボックスに近接して工事を施工する場合は、「電線共同溝・情報ボックス管理マニュアル（案）Ver.2 TYPE-B」（平成15年10月）に基づき事故防止に努めなければならない。

(施工時の留意事項)

第33条 占用者は、工事の施工中、周囲の地盤のゆるみ又は沈下について常に注意し、特に近接埋設物について危険のないように十分留意して掘削を行わなければならない。

2 杭及び矢板等の打設のための布掘り及びつぼ掘り等の掘削は人力をもって行わなければならない。ただし、埋設物の無いことが明確である場合は、この限りではない。

3 埋設物を露出させたまま工事を施工する場合は、埋設物の管理者と連絡、調整のうえ事故のないように留意するとともに、必要に応じて適切な措置を講じた後、掘削を行わなければならない。

(火気)

第34条 引火のおそれのある埋設物等の付近においては、溶接機、切断機などの機械器具を使用してはならない。

(埋設物の防護)

第35条 工事のため露出した地下埋設物に対し、受け防護又は吊り防護を行う場合に使用する材料は、十分な強度を有するものでなければならぬ。

2 防護を行う場合は、事前に埋設物管理者の承認を受けなければならぬ。

(埋設物の明示)

第36条 地下に埋設し、又は埋設してある通信線、水道管、下水道管、ガス管、電線及び石油管（各戸の引込み、及び国土交通省令で定めるものを除く。）については、埋設物件の名称、管理者、埋設の年及びその他保安上必要な事項を次の各号に従い明示しなければならない。

一 明示事項

種 別	企業名等	記載事例
通 信	○ ○ 通 信	メタルケーブル、光ケーブル
水 道	○ ○ 水 道	
下 水 道	○ ○ 下水道	圧送
ガ ス	○ ○ ガス	中圧
電 気	○ ○ 電 力	特高
石 油	○ ○ 石 油	

埋設の年は、西暦年を使用すること。

二 明示材料（以下のいずれかを使用する。）

規 格 ・・・ テープ幅 3 cm 以上
シート幅 15 cm 以上
明示板縦 15 cm 以上、横 7 cm 以上

材 料 ・・・ 耐薬品性、無腐蝕、長期無退色

三 明示色

通 信 ・・・ 赤色
水 道 ・・・ 青色（工業用水 ・・・ 白色）
下水道 ・・・ 茶色
ガス ・・・ 緑色
電 気 ・・・ オレンジ色
石 油 ・・・ 黄色

2 シートの埋設位置は、管上 30 cm（ガス管については 50 cm とすることができる。）を標準とする。ただし、管路の土被りとの関係上舗

装との離隔が確保できない場合は、どちらも10cmまで縮小できるものとする。また、更に管天端が舗装下端に等しいときは、舗装下端に埋設しなければならない。

第5章 覆工

(車道の覆工及びすり付け)

第37条 覆工板、桁及び杭等の仮設構造物は、安全な構造で設計し、施工しなければならない。

- 2 覆工は原則として鋼製又はPCコンクリート製覆工板を使用するものとし、安全で強固な滑り抵抗の大きい製品でなければならない。
- 3 覆工板は荷重に耐え、はね上がり、ばたつき又は振動等によりゆるみを生じないようにし、各覆工板との間はすき間が生じないようにしなければならない。
- 4 舗装路面と覆工板との接合部は極力段差が生じないように施工しなければならない。ただし、やむを得ず段差が生じた場合は、縦・横断方向ともアスファルト・コンクリートで交通に支障のないようにすり付けなければならない（縦断方向は5%以下ですり付け、「道路工事保安施設設置基準（案）」に準拠した「段差」の表示板を設置しなければならない。）。

(歩道の覆工)

第38条 歩道の覆工は在来の歩道形状を保持する構造とし、すき間がないように取り付け、必要に応じて歩車道の境界には、防護柵を設置しなければならない。

(覆工の管理)

第39条 覆工部は常時点検し、その機能保持に万全を期すとともに、現場付近に常時予備覆工板を用意しておかなければならない。

- 2 覆工板表面の滑り止めが摩滅等によってその機能が低下した場合は、取替え等を行わなければならない。

(覆工の出入口)

第40条 覆工部に地下への出入口を設ける場合は、作業場内に設けることを原則とする。やむを得ず作業場以外に設ける場合には、車道部以外に設置しなければならない。

- 2 地下への出入口の周囲には、高さ1.2メートル以上の柵等を設置し、視認しやすい色彩とするとともに照明を設けるものとし、出入時以外は

閉じておかなければならぬ。

(材料等の搬入・搬出)

第41条 材料等の搬入・搬出にあたり覆工板の一部をはずす場合は、その周囲に保安施設を設けるとともに、専任の誘導員を配置して関係者以外の立入りを防止し、夜間は照明設備を設置しなければならない。

2 材料等の搬入・搬出作業が終了したときは、直ちに覆工板を復元しなければならない。

第6章 埋戻し

(撤去、点検)

第42条 埋戻しに際し、杭・矢板等は抜き取ることを原則とし、掘削箇所内に工事材料等が残置しないように点検しなければならない。

(埋戻しの材料及び方法)

第43条 埋戻しに使用する材料は良質で適当な粒度を持ち、ごみ、どろ、有機不純物等の有害物を含まない土砂とする。また、改良土、発生土等の埋戻し材料を使用する場合には、あらかじめ出張所長等に届け出て、その指示に従わなければならない。

2 埋戻しは埋設物、構造物等に留意のうえ実施し、その周辺は特に入念に突き固めなければならない。

3 路盤工から上層部の施工については、第10章によるものとする。

4 埋戻しは特に指示がない限り、当日に仮復旧又は本復旧まで完了しなければならない。

なお、短期間に再掘削する歩道等における小規模工事の仮埋戻し材のうち、路盤材の下部に用いる材料として、十分に強度を有する材料を使用する場合は、あらかじめ出張所長等に届け出て、その指示に従わなければならない。

(杭、矢板等の残置)

第44条 残置は原則として禁止であるが、やむを得ず杭、矢板等を残置する必要が生じた場合は、あらかじめ道路管理者の承認を受けなければならない。また、残置をする場合は、原則として車道部は路面から深度が2.5メートル以上、歩道部は路面から深度が1.5メートル以上で切断しなければならない。

2 残置物件が生じた場合は、残置物件を明らかにした図面、調書を道路

管理者に提出しなければならない。

第7章 特殊工法

(推進工法、シールド工法等)

第45条 推進工法又はシールド工法等における施工で、発進抗及び到達抗の土留工については、第3章を遵守し、掘削に際しては、えぐり掘りを行ってはならない。

- 2 掘削部における覆工背面の充填は十分に行わなければならない。
- 3 グラウト工法においては、注入量及び材料の配合に関する関係資料を出張所長等に提出しなければならない。ただし、薬液注入工法を行う場合には、「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」（昭和49年7月10日付け建設省官技発第160号）によるものとする。
- 4 スキップの設置位置及び方法については、出張所長等の指示に従わなければならない。この場合において、スキップは囲いを設け歩行者及び通行車両に土砂の飛散等の迷惑とならないような措置を講ずるとともに、必要な安全施設を設けなければならない。
- 5 次の各号に掲げる事項については、出張所長等に報告しなければならない。
 - 一 施工状況
 - 二 進捗状況
- 6 工事着手前、工事期間中及び工事完了後に工事現場付近の路面の高さを測量し、その資料を出張所長等に提出しなければならない。

第8章 仮復旧

(仮復旧)

第46条 仮復旧は、埋戻し完了後直ちに行なわなければならない。

- 2 仮復旧は、交付された特記指示書により施工しなければならない。なお、特記指示書により、仮復旧（車道、歩道共）の際、本復旧構造の碎石路盤については本復旧（路盤先行）として施工することができる。
- 3 本復旧を施工するまでの間、占用者は、工事の施工箇所を常に巡回し、道路の周辺の生活環境を保全するため、道路交通に伴う騒音及び振動の防止又は軽減を図るよう、特に配慮しなければならない。また、路面の沈下、排水処理その他不良箇所が生じたときは、直ちに手直しを実施し、安全かつ円滑な交通を確保しなければならない。

第9章 本復旧

(復旧方法)

第47条 本復旧は、次の各号に掲げるところにより施工しなければならない。

- 一 交付された特記指示による。
- 二 復旧面積は出張所長等の立会いにより決定する。

(費用負担)

第48条 道路管理者が本復旧を行う場合は、次の各号に掲げるところによるものとする。

- 一 工事に要する費用は、道路管理者の算定するところにより占用者が負担しなければならない。
- 二 本復旧に要する費用は、歳入徴収官関東地方整備局総務部長の発行する納入告知書により納入しなければならない。

(責任期間)

第49条 工事完了後の道路構造物の責任期間は、検査合格の日から2箇年とする。ただし、街路樹の復植については、1箇年とする。

第10章 舗装工

(路盤工)

第50条 下層路盤材料は、碎石、玉碎、砂利、砂等又はこれらの混合物で、粘土塊、有機物、ごみ又はその他有害物を含んでいてはならない。

- 2 上層路盤材料は、堅硬で耐久的な碎石、玉碎等を砂あるいはその他の適当な材料と混合したもので、粘土塊、有機物、ごみ又はその他有害物を含んでいてはならない。
- 3 路盤の一層の仕上り厚は、上層路盤では15cm以下、下層路盤では20cm以下になるように敷ならさなければならない。
- 4 路盤の締固めは、最適含水比で締固めなければならない。
- 5 プライマーは路盤面の状態、施工時期などにより適当なものを選定しなければならない。

(アスファルト・コンクリート舗装)

第51条 混合物を自動車で運搬する際の気象条件によっては、シート類等で覆わなければならない。

- 2 基層工及び表層工の施工に先立ち、路盤面又は基層面の浮石、その他

有害物を除去しなければならない。

- 3 タックコートは原則として気温 5 °C 以下のときには施工してはならない。
- 4 表層を舗装するにあたって、表層の不陸が甚だしいときには、アスファルト混合物でレベリング層を作り、不陸を整正したのち施工しなければならない。
- 5 敷きならしは原則としてフィニッシャーによるものとする。ただし、フィニッシャーを使用できない場合は、出張所長等の指示に従って施工しなければならない。
- 6 混合物は敷きならし後、ローラーによって十分に締固めなければならない。ただし、ローラーによる締固めが不可能な箇所は、タンパ等で十分に締固めなければならない。
- 7 横継目、縦継目及び構造物との接触部は、十分に締固め密着させなければならない。
- 8 継目は十分に締固めて密着させ、平たんに仕上げなければならない。既に舗装した端部が十分に締固められていない場合や、亀裂が多い場合は、その部分を切り取ってから隣接部を施工しなければならない。
- 9 各層の縦継目の位置は 15 cm 以上、横継目の位置は 1 m 以上ずらさなければならない。

(コア一採取)

第 52 条 検査のためのコア一採取するときは、出張所長等の指示する箇所から抜き取らなければならない。

第 11 章 歩道舗装

(歩道の復旧)

第 53 条 歩道の復旧は、路床の不陸を整正し、十分に転圧を行った後、次の各号に掲げるところにより施工しなければならない。

- 一 砂利道の場合は、路面に碎石あるいは切り込み砂利を敷きならし、十分に転圧を行わなければならない。
- 二 平板等の舗装の場合は、所定の砂又は路盤工を施工し、その上に平板等を丁寧に張り立てるものとする。ただし、平板等の張り立てが不可能な箇所については、現場打コンクリートで舗装し、平板等の目地と合わせて目地切りを行わなければならない。
- 三 アスファルト・コンクリート舗装の場合は、所定の路盤工を施工し、その上にアスファルト混合物で舗装（厚 4 cm）しなければならない。

四 切り下げ箇所の場合は、セメント・コンクリート（標準として路盤厚20cm、コンクリート厚20cm、コンクリート強度 $\delta 28 \geq 21 N/mm^2$ ）又はアスファルト・コンクリート（標準として路盤厚25cm、アスファルト厚10cm）で舗装しなければならない。

第12章 道路附属物その他

（道路附属物の工事の承認）

第54条 占用者は、道路附属物に移設の必要が生じたときには、あらかじめ出張所長等に届け出て、その指示に従わなければならぬ。また、工事中に数量等の変更が生じた場合も同様とする。

（道路附属物の原状回復）

第55条 工事に起因して生じた道路附属物の損傷は、占用者の責任において原状に回復しなければならぬ。この場合において必要な材料及び強度は、出張所長等の指示に従わなければならぬ。

（道路標識、区画線及び道路標示）

第56条 工事のためやむを得ず道路標識の移設を行う場合は、沿道の樹木、広告物、建造物等に留意し、道路の管理上支障とならない場所を選定しなければならぬ。

2 工事のためやむを得ず区画線及び道路標示を消去する場合は、削り取り等適切な方法により消去するものとし、新旧の区画線が錯綜して見えることのないようにしなければならぬ。

（防護柵）

第57条 工事のためやむを得ず防護柵を一時撤去した場合には、本復旧までの間必要な措置を講じておかなければならぬ。

（街路樹等）

第58条 工事区間に内に植栽されている樹木類は、むやみに剪定等を行つてはならない。また、消毒、整枝剪定、灌水、植樹枠内の保護等については、出張所長等の指示に従わなければならぬ。

2 工事のためやむを得ず移植を行う場合は、次の各号に掲げる事項について出張所長等の指示に従わなければならぬ。

- 一 移植時期（復植を含む。）
- 二 移植方法（復植を含む。）
- 三 移植場所

(照明設備)

第59条 工事のためやむを得ず照明設備の移設を行う場合は、既照度を保つ照明施設にしなければならない。

2 引込柱、配電塔及び地中線等を移設する場合は、出張所長等の指示によらなければならない。

なお、移設に伴い電気の需給契約等に変更が生じる場合は、出張所長等に報告し、その指示に従わなければならない。

(路肩、法面等)

第60条 路肩及び法面等の復旧は、原則として占用者の責任において原状に復旧しなければならない。ただし、細部については、出張所長等の指示に従わなければならない。